

平成27年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局

大宮国道事務所

# 目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	2
(2) 道路維持管理の基本方針	2
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理施設	5
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	8
(2) 道路清掃	8
(3) 除草	10
(4) 剪定	11
(5) 応急処理等	12
(6) 設備点検	12
(7) 除雪	12
4. 老朽化対策	
(1) 橋梁	14
(2) 道路附属物等	14
5. 防災・震災対策	
(1) 防災	14
(2) 橋梁耐震補強	14
6. その他	
(1) 冠水対策	15
(2) 窓口業務	15
(3) その他	16
(4) 問い合わせ先	16

## 管理方針（案）

### （1）道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の延長約2,407kmの一般国道及び高速自動車国道を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約13%ながら、総人口の約36%、GDPの約40%が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

### （2）道路維持管理の基本方針

#### 1）道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境を確保する事を基本とした維持管理を実施します。

#### 2）計画的な維持管理

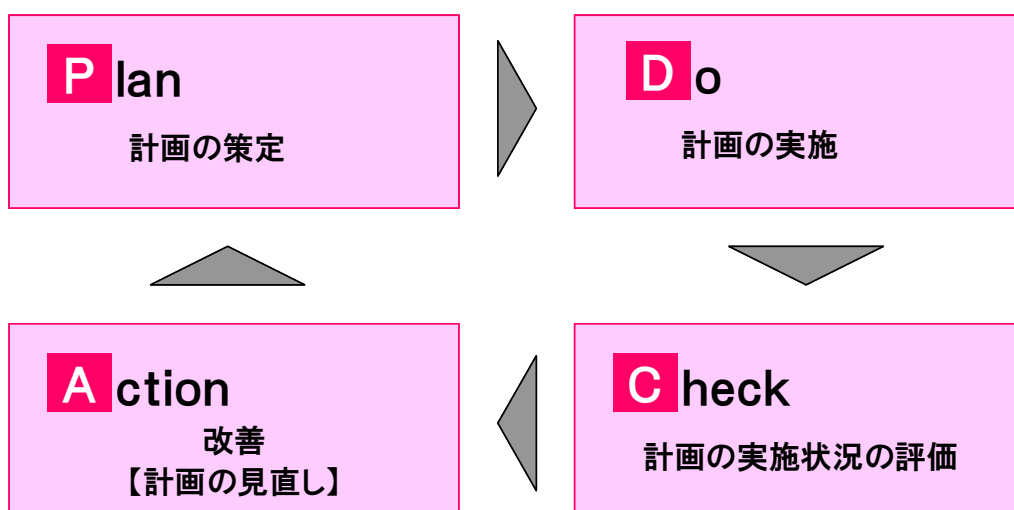
道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

#### 3）執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

平成27年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

- Plan（計画） … 「道路維持管理計画」を策定します。
- Do（実施） … 「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
- Check（評価） … 維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。
- Action（改善） … 執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

## 2. 管理計画

### (1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行います。

### (2) 管理路線

#### 1) 管理路線

大宮国道事務所は、埼玉県内の国道4号、16号、17号の維持管理を浦和出張所、大宮出張所、熊谷国道出張所、春日部国道出張所の4つの出張所で行っています。各出張所の担当区間は、下表のとおりです。

担当出張所	路線名	延長(km)	管理区間	車線数/ (交通量:百台/日)
浦和出張所	国道17号	19.3	起点 板橋区舟渡3丁目 終点 さいたま市北区宮原町4丁目	2～4車線 (154～216)
	国道17号 (新大宮バイパス)	15.1		起点 板橋区三園2丁目 終点 さいたま市西区三橋6丁目
大宮出張所	国道16号	45.0	起点 入間市大字二本木 終点 さいたま市岩槻区大字長宮	2～6車線 (290～854)
	国道17号	14.3	起点 さいたま市北区宮原町4丁目 終点 北本市深井6丁目	4車線 (448～589)
	国道17号 (新大宮バイパス)	1.0	起点 さいたま市西区三橋6丁目 終点 さいたま市西区宮前町	6車線 (816)
	国道17号 (上尾道路)	4.7	起点 さいたま市西区宮前町 終点 上尾市大字小敷谷	2車線 (142)
		2.2	起点 桶川市大字川田谷 終点 北本市石戸宿1丁目	2車線 (73)
熊谷国道出張所	国道17号	44.9	起点 鴻巣市天神2丁目 終点 児玉郡上里町大字勅使河原	2～4車線 (153～497)
	国道17号 (熊谷バイパス)	18.0	起点 鴻巣市箕田 終点 熊谷市久保島	2～4車線 (131～567)
	国道17号 (深谷バイパス)	14.7	起点 熊谷市玉井 終点 深谷市西田	2～4車線 (285～399)
	国道17号 (上武道路)	5.2	起点 熊谷市西別府 終点 深谷市高島	2車線 (254)
春日部国道出張所	国道4号	41.3	起点 草加市谷塚上町 終点 久喜市栗橋	2～4車線 (153～474)
	新4号 (新4号バイパス)	18.6	起点 越谷市大字下間久里 終点 幸手市大字上宇和田	4車線 (245～424)
	国道4号 (東埼玉道路)	5.7	起点 八潮市大字八條 終点 越谷市大字増森	2車線 (65～164)
	国道16号	11.5	起点 春日部市増戸 終点 春日部市西金野井	4車線 (480)
現道合計		176.3		
バイパス合計		85.2		
総合計		261.5		

注1) 上記の表は、埼玉県と隣接する都県にかかる橋梁も管理しているため、埼玉県以外の管理延長も含んでおります。

注2) 上記交通量は平成22年度道路交通センサス(平日24時間交通量)データです。

(3) 管理施設

◆ 管理概要図



1) 管理施設 概要

- ・ 橋梁（河川渡河部、鉄道高架部など橋長 2 m以上の橋）計 2 2 6 橋



〈笹目橋〉

(国道 17 号新大宮バイパス荒川渡河部)



〈柿沼肥塚立体ラーメンボックス〉

(国道 17 号熊谷バイパス熊谷市肥塚地先)

- 地下横断歩道 計 1 箇所



- 横断歩道橋 計 2 2 1 箇所



〈大塚新田（南）歩道橋〉  
 (国道 1 6 号川越市大塚新田地先)



〈小湊歩道橋〉  
 (国道 4 号：春日部市小湊地先)

- 道路照明 計 8, 5 0 1 基



〈照明灯〉  
 (国道 1 7 号 熊谷市肥塚地先)

- 道路標識 計 5, 6 1 9 基



〈標識〉  
 (国道 1 6 号川越市新宿地先)

・ 道路情報板 計 20 基



〈目的〉

各種情報を道路利用者へ提供するための情報表示装置です。

道路災害、交通事故などの発生しやすい場所、主要な道路が交差する場所等に設置しています。

〈深作情報板〉

(国道16号 さいたま市見沼区深作地先)

・ CCTV 計 26 箇所



〈目的〉

道路施設の状況を確認するため、道路上に設置しているカメラです。

光ファイバケーブルを伝送路として利用し、事務所等で現地施設の状況を把握することが可能です。

〈小湊立体 CCTV カメラ〉

(国道16号 春日部市小湊地先)

・ 道路排水設備 (地下立体などの排水処理設備) 計 12 箇所



〈目的〉

道路冠水を防ぐために、道路に流入する雨水を排出するための施設です。

地下横断歩道、アンダーパスなど、その他動力による排水が必要な箇所に設置しています。

〈小湊立体道路排水設備〉

(国道16号 春日部市小湊地先)



### 3. 日常管理

#### (1) 道路巡回

##### 1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況（損傷を含む）を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通状況の把握、落下物回収による通行の安全確保、不法占用・不法投棄・不正使用の把握を目的に行うものです。

##### 2) 実施方針及び頻度

・通常巡回は、車道・歩道路面など異状箇所確認のため、道路巡回により実施します。

○平日2日に1回、土曜日日曜日はいずれか1日

・定期巡回は、橋梁などの各道路施設の異状箇所状況を確認するため、1回／年実施します。

・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可否等の確認のため適宜実施します。



〈路面状況確認（わだち発生）〉



〈構造物の状況確認（防護柵損傷）〉



〈落下物の回収状況〉



〈橋梁の確認状況〉

#### (2) 道路清掃

##### 1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

## 2) 実施方針及び頻度

### ・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

清掃頻度については、土地利用状況や交通状況及び塵埃量を考慮し、年1回～年6回とします。清掃の実施時期にあたっては、降雨後や道路巡回等で必要性を確認した時に実施します。

路線	路面清掃区間	清掃回数 (回/年)	備考
国道16号	入間市二本木地先 ～ 新大宮BP宮前IC	4	
	新大宮BP宮前IC ～ 金野井大橋	6	
国道17号	戸田橋 ～ さいたま市北区宮原町4丁目	3	
	さいたま市北区宮原町4丁目 ～ 北本市中丸7丁目	6	
	北本市中丸7丁目 ～ 箕田交差点	4	
	箕田交差点 ～ 小島交差点	3	
	小島交差点 ～ 管理境	1	
国道17号 (新大宮BP)	笹目橋 ～ 新大宮BP宮前IC	6	
国道17号BP (上尾道路)	新大宮BP宮前IC ～ 上尾道路終点	1	
国道17号BP (熊谷BP)	箕田交差点 ～ 熊谷市玉井地先	3	
国道17号BP (深谷BP)	熊谷市玉井地先 ～ 四拾坂下交差点	3	
国道17号BP (上武道路)	西別府交差点 ～ 深谷市高島地先	3	
国道4号	草加高架橋 ～ 小淵北交差点	6	
	小淵北交差点 ～ 杉戸町杉戸地区	4	
	杉戸町杉戸地区 ～ 利根川橋	2	
国道4号BP	大袋跨線橋 ～ R16庄和IC交差点	6	
	R16庄和IC交差点 ～ 中川導水路橋	1	
東埼玉道路	八条白鳥交差点 ～ 東埼玉道路終点	1	

※清掃回数については上記表を目安としますが、路面状況により増減の可能性があります。



〈路面清掃状況 全景〉



〈路面清掃状況 (機械)〉

- ・ 歩道清掃

落葉の除去を目的に箇所を限定して実施します。



- ・ 排水構造物清掃

排水系統を確保し、流下能力を維持するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。実施箇所については、排水系統や流下能力を勘案して通水障害箇所を抽出し、通常巡回等により土砂の堆積状況などを確認した上で年1回程度実施します。



〈側溝清掃状況（機械）〉



〈柵清掃状況（機械）〉

### （3）除草

#### 1）目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の障害や視距の障害を解消し、交通の安全を確保するために除草を行うものです。

#### 2）実施方針及び頻度

実施時期については、気象条件や道路巡回により繁茂状況を確認した上で適切な時期を設定して6月～12月頃に交通に支障となる箇所を限定して実施します。



〈機械除草状況（法面）〉



〈抜根除草状況（植樹帯）〉

## (4) 剪定

### 1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し、交通の安全を確保するために剪定を行うものです。

### 2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理するとともに、繁茂による通行の阻害を防止し、利用者の視認性を確保するため、樹種等に応じて個別に設定しています。

また、抜根除草を実施して景観を確保します。

#### ○実施の頻度

高木：原則として、3～5年に1回実施します。

中木：原則として、3年に1回実施します。

寄植：原則として、交差点等の視距が確保出来ない為に交通に支障が生じる箇所に限定して1回/年を目標に実施します。

主な樹種の剪定の目安は以下のとおりです。

路線名	樹種	高・低木	回数	備考
国道4号	ケヤキ	高木	1回/3～5年	
国道16号	サザンカ	中木	1回/3年	
国道17号	オオムラサキツツジ	低木	1回/年	場所を限定して実施

#### ○その他

強い剪定による剪定間隔延長や抜根除草の合理化を検討します。



〈高木剪定状況〉



〈低木寄植剪定状況〉

## (5) 応急処理等

### 1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通安全上及び道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

### 2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修状況（ポットホール補修）〉



〈路面補修状況（パッチング）〉

## (6) 設備点検

### 1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報表示設備、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈発電設備 定期点検状況〉

（国道17号戸田立体 非常電源）



〈排水設備 定期点検状況〉

## (7) 除雪

### 1) 目的

安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行います。

### 2) 実施方針

大宮国道事務所管内では、積雪量が比較的少ないことから、降雪時、厳寒時における凍結防止剤散布が主な対策となります。

降雪時における要注意箇所を抽出し、気象観測装置、遠方監視装置による遠方での監視のほか、道路利用者からの情報提供・通報といった間接的な情

報に加え、巡回や凍結防止剤散布時の報告などの情報といった直接的な情報を組合せながら、状況に応じた適切な降雪対応を実施します。

①車道除雪

積雪量が5～10cmを目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、交通に支障をきたす場合に実施します。

②歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす場合で、公共施設や駅周辺など通行の多い箇所を優先に実施します。

③凍結防止剤散布

道路構造及び周辺状況から下記重点除雪箇所について、現地の気温、降雪等の気象状況を考慮し実施します。

なお、重点除雪箇所の設定にあたって、下記に示す凍結時に危険な箇所や凍結のおそれが高いと想定される箇所を、これまでの大宮国道事務所管内における凍結等の実績をもとに設定しています。

◎重点除雪箇所

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し幅員が狭小な区間
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆交通が少なく降雪により凍結しやすい区間（側道部）

◎大雪対応による通行止め予定区間においては、大型車等の立ち往生が発生するおそれがある場合、早い段階での通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施します。

- ◆国道16号 入間市高倉地区 延長 2.3km
- ◆国道16号 川越市旭町地区 延長 4.1km
- ◆国道17号 持田IC部 延長 0.3km



〈凍結防止剤散布状況〉



〈歩道橋除雪作業状況〉

④大雪時もしくは大雪が予想される場合には、道路の状況を確認の上、早期の除雪に出動すること等により適時適切な除雪作業を実施します。

また、必要に応じ警察等の関係機関との連携や必要な協議を行い、

(I) チェーン規制

(Ⅱ) 早い段階での通行止めを行った上での集中的な除雪等の措置に努めることとします。

#### 4. 老朽化対策

##### (1) 橋梁

###### 1) 目的

橋梁定期点検要領に基づき、定期的に橋梁の点検を行い早期に橋梁の損傷程度を把握し、損傷が深刻化する前に補修対策工を実施（予防保全）することで、橋梁の長寿命化を図ります。

###### 2) 実施方針

###### ①橋梁点検

定期巡回での年1回の点検を実施するとともに、橋梁定期点検要領に基づく定期点検を5年に1回、橋梁における第三者被害予防措置要領(案)に基づく点検を原則として2～3年に1回、実施します。

○H27年度橋梁定期点検予定数 47橋

###### ②橋梁補修

平成27年度については、橋梁定期点検結果により優先度の高い橋梁から補修を実施します。

<平成27年度予定箇所>

【橋梁補修：国道4号 草加高架橋他】

経年変化に伴いコンクリートの剥落や鉄筋の露出が生じているため、補修を実施します。

##### (2) 道路附属物等

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じることで、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

#### 5. 防災・震災対策

##### (1) 防災

道路の安全性に関する防災対策として防災カルテを作成し、定期的な点検を行っています。

##### (2) 橋梁耐震補強

###### 1) 目的

平成8年道路橋示方書より古い基準に基づき建設された橋梁の耐震性能を向上させることを目的に実施します。

## 2) 実施方針

橋梁の建設年次や各路線の特性に応じて優先度を検討し実施します。

<平成27年度予定箇所>

### 【耐震対策：国道16号 仙波大橋他】

地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下を防止するため、耐震対策を実施します。

## 6. その他

### (1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部等を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化

#### 1) 実施方針

大宮国道事務所管内に大雨注意報が出された場合には、管内の観測所の雨量データを確認、降雨レーダーでの状況把握のほか、CCTVによる降水・排水状況等の監視を実施します。

また、時間30mmを超える雨量を確認した場合には、異常時巡回を実施します。

異常時巡回では、冠水により重大な災害が想定されるアンダーパス部等や過年度の実績から設定した巡回重点箇所について、路面や排水の状況の他、道路施設の異状の有無を確認し、異状を発見した場合は、通行規制や排水作業を実施します。

また、通常巡回や排水施設点検を実施し、排水柵上のゴミの散乱状況や排水不良がないか適宜、確認します。

なお、警察、消防、他の自治体との連携など連絡体制の強化に努めております。

### (2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（駐車場への出入りをするための歩道の切り下げ等）の承認事務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）

道路区域に、個人または企業等が電気、ガス、電話及び上下水道等または看板その他の施設を設置したりする場合に必要な許可事務



- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）  
道路附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷に伴う原状回復、費用負担命令等に関する業務
- ・特殊な車両の通行許可（道路法第47条の2）  
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務
- ・境界確定  
国道敷地と接している土地の境界確定

### (3) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問い合わせ・意見等）を電話やインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

TEL 048-600-4970（平日9:30～17:00）

FAX 048-600-3737（24時間受付）

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>  
（24時間受付）

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

- ・ホームページ

大宮国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

### (4) 問い合わせ先

大宮国道事務所 電話番号 048-669-1208（管理第二課直通）